

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表1北4東6周辺地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

農試公園東地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画農試公園東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

(2) 別表2北4東6周辺地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

農試 公園 東地 区地 区整 備計 画区 域	一般 住宅 A地 区	次に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅等（兼用住宅に あつては、小規模な事 務所等との兼用住宅に 限る。） (2) 共同住宅 (3) 幼稚園又は集会所 (4) 老人ホーム、保育所、 福祉ホームその他これ らに類するもの	180				12	1.5	外壁等の面から道 路境界線（隅切部分 を除く。）までの距 離
								1	外壁等の面から隣 地境界線までの距 離
	一般 住宅 B地 区	(1) 公衆浴場 (2) 自動車車庫（建築物 に附属するものを除 く。）	180				18	1.5	外壁等の面から道 路境界線（隅切部分 を除く。）までの距 離
								1	外壁等の面から隣 地境界線までの距 離

(3) 別表2備考に次のように加える。

2 1 農試公園東地区地区整備計画区域の項一般住宅B地区の目のク欄に掲げる数値は、当該区域内の建築物のうち、次の各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 外壁等の面から敷地境界線までの距離が次に掲げる境界線の区分に応じ、そのそれぞれに定める数値以上であるもの

ア 道路境界線（隅切部分を除く。） 3メートル

イ 隣地境界線 2メートル

(2) 前号ア及びイに掲げる境界線の区分に応じ、そのそれぞれに定める数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するもの

ア 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもので、かつ、その外壁等の面から道路境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離が1メートル以上であるもの

イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもので、かつ、その外壁等の面から道路境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離が1メートル以上であるもの

(4) 別表3 4の項中 「平岡公園南地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区」 を

「平岡公園南地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区
農試公園東地区地区整備計画区域の一般住宅A地区及び一般住宅B地区」

に改め、同表27の項中

「篠路団地地区整備計画区域の集合住宅地区及び公共・福祉関連地区」 を 「篠路団地地区整備計画区域の集合住宅地区及び公共・福祉関連地区」 に改める。
農試公園東地区地区整備計画区域の一般集合住宅地区」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、農試公園東地区について、地区整備計画の区域内における建築物の用途、敷地等について新たに制限を定めるため、本案を提出する。